

## 【妙高市】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
妙高市	仕事	起業	企業振興奨励条例に基づく支援制度	①新規創業における投資に対する固定資産税を課税免除します。(限度額3億円、5年間免除) ②建物・土地を借りて事業を実施する場合の賃借料を補助します。(補助率 1年目: 2/3以内、2年目: 1/2以内、3年目: 1/3以内)	観光商工課	0255-74-0019
妙高市	仕事	起業	夢をかなえる企業応援補助金	市内で創業するかたによる物件取得、物件賃借を補助します。 ①店舗取得・増改築…補助率: 取得費・増改築費の3%以内、限度額: 新築・建売500万円、中古300万円 ②店舗賃借…補助期間: 2年間、補助率: 1/2以内、限度額: 10万円/月	観光商工課	0255-74-0019
妙高市	仕事	起業	がんばる企業応援補助金	市内で創業するかたが必要となる経費の一部を補助します。 補助率: 1/2以内、限度額: 30万円(特定創業者は40万円)	観光商工課	0255-74-0019
妙高市	仕事	その他	地域人材育成支援助成金	自己の能力開発や就業機会の向上を目指す市民、人材確保を目指す市内事業所に対して、専門的技術などの資格を取得する際にかかる受験料や受講料の一部を助成します。 補助率: 1/2以内、上限額: 3万円(大型特殊自動車免許、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修については10万円)	観光商工課	0255-74-0019
妙高市	住宅	賃貸	UIターン促進住宅支援事業	市外から転入し市内企業等に就労、民間賃貸住宅に入居する40歳未満のUIターン者に対して、家賃(1/3・限度額15千円・2ヶ年)と入居時初期費用(2/3・限度額120千円)の一部を助成します。	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	住宅	新築・購入	家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業補助金	市内で新築・建売・中古の住宅又は住宅と土地の取得、増・改築や空き家バンクで購入した中古住宅の家財道具処分費用の一部を補助します。また、転入者や市内事業者利用、新婚世帯(婚姻3年以内)など各種加算金を設けており、転入者では最大280万円を補助します。	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	住宅	リフォーム	雪国妙高住まいの克雪対策推進事業補助金	個人住宅等の屋根の克雪化改修や命綱固定アンカー等(安全対策設備)設置費用の一部を助成。 ①克雪化改修: 最大66万円(補助対象工事費の1/5以内)、 ②命綱固定アンカー設置: 最大10万円(補助対象工事費の1/2以内)を補助します。	建設課	0255-74-0026
妙高市	住宅	空き家バンク等	妙高市空き家バンク(空き家情報登録制度)	空き家を貸したい・売りたいという所有者の方と、空き家を借りたい・買いたいという希望者の方を連絡調整を行いながら両者をつなぐ制度です。	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	住宅	その他	空き家見学ツアー	市内の空き家バンクの登録されている物件や近隣施設の見学など、県外からの移住検討者等に宿泊費を補助します。	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	結婚・子育て	結婚	出会い・結婚サポート事業	結婚相談、結婚やイベントに関する情報発信、婚活イベントや女性限定イベントなど多彩な出会いの機会を提供します。	地域共生課	0255-74-0063
妙高市	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の家賃にかかる費用と引っ越し費用を補助します。令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を受理された夫婦で、共に39歳以下で2人の合計所得金額が500万円未満 対象経費…家賃と引っ越し費用 上限額…夫婦ともに29歳以下の場合60万円、それ以外は30万円	地域共生課	0255-74-0063
妙高市	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦・子ども医療費助成事業	【子どもの医療費助成】 ・出生から高校卒業まで(満18歳に達した日以後の3月31日まで)入院・通院ともに無償	健康保険課	0255-74-0056
妙高市	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦・子ども医療費助成事業	【妊産婦の医療費助成】 ・妊娠届出日または転入日から出産した月の翌月末日まで入院・通院ともに無償	健康保険課	0255-74-0056

## 【妙高市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
妙高市	結婚・子育て	妊娠・出産	すくすく親子健康づくり事業	<p>【妊娠前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療 治療費の自己負担額の1/2以内、助成回数は年度1回、限度額10万円</li> <li>・生殖補助医療 ＜保険診療の場合＞ 治療費の自己負担額の10/10 限度額10万円、初回治療開始40歳未満 子ども1人につき通産6回、40歳から43歳未満子ども1人につき通産3回（いずれも43歳まで） ＜保険診療外の場合＞ 治療費の自己負担額の1/2以内 限度額10万円</li> </ul> <p>※保険診療外とは保険診療の通算上限回数を超えた治療や43歳以上の治療のことをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不育症治療費助成 治療費の自己負担額の1/2 助成回数は年度1回、限度額30万円。通算5年間。</li> </ul>	健康保険課	0255-74-0065
妙高市	結婚・子育て	妊娠・出産	すくすく親子健康づくり事業	<p>【妊娠期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、管理栄養士、助産師などによる出産に向けての相談支援や、保健指導、妊婦訪問など</li> <li>・妊婦のための支援給付金の支給(1回目) 妊婦1人につき5万円を給付。</li> <li>・多胎妊娠に対する妊婦健康診査費用助成 通常の妊婦健康診査の回数を超えた費用を助成</li> <li>・低所得の妊婦に対する初回の産科受診料を助成 限度額1万円</li> <li>・産前・産後応援助成（産前・産後ヘルパー事業に対する費用助成） 家事や育児などの助成 300円/回</li> </ul>	健康保険課	0255-74-0065
妙高市	結婚・子育て	妊娠・出産	すくすく親子健康づくり事業	<p>【出産・産後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産時宿泊費用助成 出産のため市外の宿泊施設に宿泊した費用の助成 上限1泊1万円 ※妊産婦と付添人1人分1人5泊まで</li> <li>・出産サポートタクシー費用助成 出産時に自宅又は宿泊施設から産科医院まで要したタクシー費用について、2万円を限度に助成 (里帰り先から医療機関についても、概ね60分以上の場合該当)</li> <li>・出産費用助成 第3子以降の出産に対し15万円を上限に助成</li> <li>・産婦健康診査費用助成 検査費用のうち5,000円を上限に助成</li> <li>・妊婦のための支援給付金の支給（2回目） 胎児の数×5万円を給付。</li> <li>・乳児一時預かり費用助成 0歳児の一時預かり費用の1/2を助成</li> <li>・産後ケア費用助成 助産師による育児支援・指導 1～5回まで1回に月3,500円 6回～10回まで1回1,500円</li> </ul>	健康保険課	0255-74-0065
妙高市	結婚・子育て	子育て	子育て広場の開設	親子同士が交流できる子育て広場を開設しています。	こども教育課	0255-74-0039
妙高市	結婚・子育て	子育て	第3子以降の保育料無料化	第3子以降の保育料を無料化しています。 ※就労を理由に入園している場合は、無料化のための要件があります。 また、求職活動を理由に入園している場合は、無料化にはなりませんので、ご注意ください。	こども教育課	0255-74-0040
妙高市	結婚・子育て	子育て	病児・病後児保育室の開設	病気または病気の回復期で集団生活が困難な児童を預かる病児・病後児保育室を開設しています。	こども教育課	0255-74-0039
妙高市	結婚・子育て	子育て	妙高市子ども家庭支援センター	子育てに関する情報提供、相談支援等を実施し、保護者の子育てに対する不安を解消します。	こども教育課	0255-74-0039
妙高市	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポート事業	子育てを応援してほしい方と応援したい方をつなぎ、保育施設からの送迎や保育時間後の預かり等を実施しています。	こども教育課	0255-74-0039

## 【妙高市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
妙高市	結婚・子育て	子育て	放課後児童クラブ事業	昼間保護者のいない家庭の小学生の安全を確保し、児童の健全育成を目的に実施しています。学校終了後や土曜日、休業日に、市内全小学校区で開設しています。	こども教育課	0255-74-0039
妙高市	結婚・子育て	その他	小中学生バス料金無料化	小中学生の市内バス料金を無料化しています。	こども教育課	0255-74-0037
妙高市	イベント	-	ふるさとワーキングホリデー	県外に居住する方が市内に一定期間滞在し、働きながら地域住民との交流等を通して市内での暮らしを体験するための宿泊費と市内移動に要する交通費の一部を補助します。 補助金：1人につき1日あたり上限額5,000円	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たし、東京圏から転入し1年以内の方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円+18歳未満のもの1人につき100万円）を支給します。（就業、テレワーク、起業のいずれかの要件を満たす方）	地域共生課	0255-74-0064
妙高市	その他	-	子育て世帯移住支援事業助成金	一定の条件を満たし、東京圏（東京都（原則23区を除く）・埼玉県・千葉県・神奈川県）から妙高市へ移住した18歳未満の者を含む2人以上の世帯に移住支援金（1世帯50万円）を交付します。	地域共生課	0255-74-0064